

VRTCネットサービス契約約款

株式会社ブイ・アール・テクノセンター

第1条(約款の適用)

株式会社ブイ・アールテクノセンター(以下「当社」といいます)は、VRTCネットサービス契約約款(以下「本約款」といいます)を定め、これによりVRTCネットサービスを提供いたします。

第2条(約款の変更)

当社は、この本約款を変更することがあります。本約款が変更された場合のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後のVRTCネットサービス契約約款によります。

2.本約款の変更により当社は、本約款の変更該当する契約者に対し、事前にその内容を通知します。

第3条(サービスの種類)

VRTCネットサービスの種類及びその内容については、別表1のとおりとします。

第4条(申込方法等)

VRTCネットサービスの契約の申込は、当社所定の申込書に必要事項を記入し提出します。

第5条(契約の成立)

当社は、VRTCネットサービスの契約の申込があったときはこれを承諾します。2.当社は、次の各号に該当する場合は、契約の申込を承諾しないときがあります。

第1種電気通信事業者の事由により、当社がVRTCネットサービスを提供するための電気通信回線の提供が受けられないとき
申込者がVRTCネットサービスの契約上の債務の支払いを怠るおそれがあることが明らかであるとき
VRTCネットサービスにおいてサービスの提供又は技術上著しく困難なとき
契約の申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき
申込者が当社またはVRTCネットサービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあるとき

第6条(契約の単位) VRTCネットサービスは契約者が使用する品目毎に締結し、一つの契約について一人又は一法人に限ります。

2.契約者がVRTCネットサービスの提供を受ける権利は、第三者に委託若しくは譲渡することができません。

第7条(最低利用期間) VRTCネットサービスの最低利用期間は、契約成立の月を基準月とし1年とします。

2.その他VRTCネットサービスが提供するコンテンツサービスは別表に最低利用期間を定めるものとする。

3.前各号における利用期間の更新は、契約者の申し出のない場合自動更新とします。

第8条(利用態様の制限)

契約者は、VRTCネットサービス契約において、当該サービスに関して使用するインターネットアドレスを指定するものとします。

2.契約者は、前項に基づき指定した以外のインターネットアドレスを使用してVRTCネットサービスを利用することはできません。

第9条(契約事項の変更) 契約者は、次の各号について変更できます。

品目の変更

回線の変更

通信設備の設置場所の変更

契約者の名称及び住所の変更

2.前項各号について変更があるときは、当社所定の変更届書に記載し提出します。

3.契約の変更については、第5条を準用して取り扱います。

第10条(利用の制限)

当社は、天災事変その他の非常事態が発生または発生のおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、VRTCネットサービスの利用を制限する措置をとることがあります。

第11条(利用の中止)

当社は、次の各号に該当するときは、VRTCネットサービスの提供を中止することがあります。

当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき

当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事情があるとき

第10条により通信利用の制限を行っているとき

2.当社は、VRTCネットサービスの提供を中断するときは、あらかじめその旨並びに理由及び期間を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第12条(利用の停止)

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、VRTCネットサービスの提供を停止することがあります。

VRTCネットサービスの債務の支払いを怠ったとき

第6条の2項又は第8条の2項に違反したとき

誹謗、中傷又は猥褻等の明らかに公序良俗に反すること、又は違法にVRTCネットサービスを利用したとき

当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてVRTCネットサービスを利用したとき

前各号のほか、本約款の規定に違反する行為で当社の通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき

第13条(当社が行う解約)

当社は、次に掲げる事由があるときは、VRTCネットサービスの契約を解除することがあります。

第12条の1項の規定において、VRTCネットサービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止となった事由を解消しないとき

第12条の1項の各号において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められたとき

2.当社は、前項の規定によりVRTCネットサービスを解約するときは、契約者に対しあらかじめその旨を通知します。

第14条(契約者が行う解約)

契約者は、当社に対し契約を解約しようとするときは、その旨を書面で通知することにより解約できます。

2.解約は、当該届出通知があった日から30日を経過する日、若しくは契約者が当該届出通知により解約を指定した日のいずれか遅い日を解約日とします。

3.第7条の最低利用期間内に解約の届出があった場合は、その残存期間についてのサービス料金に相当する額を当社の定める期日に支払うものとします。

第15条(利用料金)

VRTCネットサービスの利用料金は別表2に定めるとおりとします。

2.VRTCネットサービスの料金は、第5条の1項において契約の成立した日を起算日とし、別表2に定めるとおりの初期費用及び解約するまでの期間の利用料金の支払いを要します。

3.VRTCネットサービスの利用料金は、月額契約の場合は歴月に従い、年間契約の場合は契約月を起算日とした暦年に従い計算した額を別表2に定める金額のとおり請求します。

第16条(初期費用)

VRTCネットサービスの初期費用は別表2に定めるとおりとします。

第17条(追加ドメインの費用)

VRTCネットサービスにおいて利用されることとなるドメインの数に応じ、利用料金の額から別表2に定めるとおりの算出した額を追加ドメインの費用とします。

第18条(料金の調停)

当社の責めに帰すべき事由によりVRTCネットサービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同程度の状態にある場合、以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態を知り得たときから連続して24時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)継続した場合、当社は、その請求があった契約者に対し利用料金の基本料金を月額契約の場合は、利用不能時間を720時間で除した数(小数点以下3桁までを有効とし4桁以下は切り捨てます(以下同じとします))に基本料金を乗じて算出した額を、又年間契約の場合は利用不能時間を8760時間で除した数に基本料金を乗じて算出した額をVRTCネットサービスの利用金額の基本料金から減額します。

2.契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしない場合は、契約者はその権利を失うものとします。

第19条(料金の支払方法) 契約者は、VRTCネットサービスの利用料金を、当社が指定する日までに当社が指定する方法で支払うものとします。

第20条(割増金)

契約者は、VRTCネットサービスの利用料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた金額の2倍に相当する金額を割増金として支払うものとし、支払方法は第19条に準用します。

第21条(遅延損害金)

契約者は、VRTCネットサービスの利用料金の債務の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年率14.6%の割合で算出した額の遅延損害金を支払うものとし、支払方法は第19条に準用します。但し、当該債務が支払日の翌日から10日以内に支払われた場合はこの限りではありません。

第22条(消費税)

契約者が当社に対しVRTCネットサービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定により消費税が賦課されるときは、契約者は、当該支払い債務を支払う際に課税される消費税相当額を併せて支払うものとします。

第23条(電気通信回線)

VRTCネットサービスに係る回線は、必要となる費用は契約者が負担し、当該専用回線においては、当社の単独契約専用回線とします。

2.前項の回線の変更がある場合、変更の3ヶ月前までに当社所定の変更届書に記載し提出します。

3.回線の変更については、第5条を準用して取り扱います。

第24条(責任の分界点)

当社において接続機器の提供をする場合には、設置する接続機器が契約者のネットワークとイーサネット接続されるものとし、責任分界点は当社の提供する接続機器とイーサネットの接続点とします。

2.契約者が接続機器を用意する場合には、責任分界点はMCと回線終端装置の接続点、又は回線終端装置とネットワーク接続機器の接続点とします。

第25条(技術的事項)

専用線IP接続サービスの契約者はドメイン名及びインターネットアドレスは公式登録されている必要があり、当社の設置する接続機器に一つのインターネットアドレスを提供していただきます。

第26条(情報の管理)

契約者は、VRTCネットサービスを利用して受信し、送信する情報については、VRTCネットサービスの設備又は故障によるその消失を防止するための措置をとっていただきます。

第27条(損害賠償の範囲)

第1種電気通信事業者又は本邦外の電気通信事業者の責めに帰すべき事由を原因として利用不能状態が生じたことにより契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対しその請求に基づき、当社が当該第1種電気通信事業者又は本邦外の電気通信事業者から受領した損害賠償の額(以下「損害限度額」といいます)を限度として、損害の賠償をいたします。

2.前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額に当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

第28条(免責)

当社は、前条第1項の場合を除き、契約者がVRTCネットサービスの利用に関して被った損害に対し、当社は一切の責めを負いません。

2.VRTCネットサービスを利用して流された情報の結果、その情報が名誉毀損あるいは損害賠償等の起訴対象となり得る場合、当社がその情報を事前に知っていたか否かに関わらず、当社はその一切の責めを負いません。

第29条(機密保持)

契約者及び当社は、VRTCネットサービスの提供に関して知り得た相手方の機密情報を、第三者に漏洩しないものとします。

2.前項の規定は、VRTCネットサービスの契約が終了した後も継続するものとします。

付則

この契約約款は平成15年4月1日から実施します。

別表1 VRTCネットサービスの種類とその内容

サービスの種類

VRTCネットサービス

当社の接続機器と、契約者の接続機器とを第一種電気通信事業者が提供する専用回線を結んで、インターネットプロトコルによる相互通信を提供するインターネット接続サービス。

速度品目 10Mbpsまたは100Mbps

LAN側物理的条件 10Base-Tまたは100Base-TX

LAN側電気的特性 IEEE802.3 / IEEE802.3u

回線側物理的条件 100Base-FX

回線側電気的特性 IEEE802.3u

別表2 利用料金(税込価格)

1.初期費用 52,500円

2.基本料金

VRTCネットサービスとその種類

品目	内容	料金(月額)
エコノミー	10M接続(ベストイフォート)グローバルIPアドレス8個	20,790円
スタンダード	100M接続(ベストイフォート)グローバルIPアドレス8個	41,790円
ライト	100M接続(ベストイフォート)グローバルIPアドレス1個	10,500円

アネックステクノ2・テクノプラザ本館・技術開発室入居学校法人・NPO法人・設立5年以内の一般法人

品目	内容	料金(月額)
パーソナル	100M接続(ベストイフォート)グローバルIPアドレス1個	5,250円

パーソナルはアネックステクノ2・テクノプラザ本館・技術開発室入居学校法人・NPO法人・設立5年以内の一般法人に限らせていただきます。

テクノプラザ2期立地企業

品目	内容	料金(月額)
光回線利用料	テクノプラザ・テクノプラザ2 専用回線光ファイバー1芯	5,250円

1.帯域保証をお求めの方はお問い合わせ下さい。

テクノプラザ敷地外で無線によるサービスをご利用の場合は、別途実費をお支払いいただきます。

品目	内容	料金価格	備考	
オプション1 (ドメイン発行)	発行作業費用	10,500 円	利用者側処理時は不要	
	月額費用	1,575 円	サーバ利用者	
オプション2 プラン1 (ハウジングサービス/サーバ持込1台)	初期費用	105,000 円	基本設定項目のみ 各種サービス付加見積要	
	月額費用	52,500 円	基本形態のみ 各種サービス付加見積要	
オプション2 プラン2 (ハウジングサービス/専有サーバ1台)	初期費用	52,500 円	設置・設定	
	レベル1 月額費用	10,500 円	インターネット接続・ドメイン維持管理・入室不正侵入監視 24時間監視(PING)	
	レベル2 月額費用	15,750 円	レベル1 サービス+サーバ機器保守	
	レベル3 月額費用	21,000 円	レベル2 サービス+システムログ監視報告	
	レベル4 月額費用	26,250 円	レベル3 サービス+ハードウェア障害通知	
	レベル5 月額費用	31,500 円	レベル4 サービス+24時間監視(ネットワーク)	
オプション3 (サーバレンタル)	10M	初期費用	3,150 円	メールアドレス5(vrtc.net)
		月額費用	1,050 円	ディスク容量トータル10M
	100M	初期費用	8,400 円	メールアドレス30(独自ドメイン)
		月額費用	2,100 円	ディスク容量トータル100M
	200M	初期費用	10,500 円	メールアドレス50(独自ドメイン)
		月額費用	3,150 円	ディスク容量トータル200M
	500M	初期費用	10,500 円	メールアドレス100(独自ドメイン)
		月額費用	6,300 円	ディスク容量トータル500M
	1G	初期費用	15,750 円	メールアドレス200(独自ドメイン)
		月額費用	12,600 円	ディスク容量トータル1G
オプション4 (メール)	初期費用	525 円	1個単位(vrtc.net)	
	月額費用	210 円	サーバ利用者1個単位	

オプション3 (シェアードサーバ)のディスク容量は、WEBとメールを合計したトータルの容量となります。

その他:運用・保守サービスは、個別見積いたします。

